

## 令和 7 年第 7 回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和 7 年 7 月 23 日（水）
- 2 招 集 場 所 市役所北庁舎 5 階 502 会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委 員 小野 聡子  
委 員 高田 彩 委 員 大井 知教  
委 員 星山 純一郎
- 4 欠 席 委 員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 中野 裕夫  
次長兼教育総務課長 柴田 光起  
理事兼学校教育監 石田 隆幸  
生涯学習課長 松田 直樹  
文化財課長 武田 健市  
参事兼教育総務課長補佐 古関 義信  
企画経営部企画課スポーツ・ウェルネスデザイン室長 水越 森蔵
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 記 録 係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後 5 時 40 分
- 9 議 事 日 程
  - 日程第 1 前回議事録の承認について
  - 日程第 2 議事録署名委員の指名について
  - 日程第 3 諸般の報告  
事務事業等の報告
  - 日程第 4 議 事
    - (1) 報告第 2 号 周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡・法性院遺跡の範囲変更（拡大）について
    - (2) 議案第 21 号 指定管理者の候補者の選定方法について（社会体育施設等）
    - (3) 議案第 22 号 指定管理者の候補者の選定方法について（文化センター）
    - (4) 議案第 23 号 令和 8 年度使用教科用図書の採択について
  - 日程第 5 その他

## 教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

### 日程第1 前回議事録の承認について

## 教育長

はじめに、令和7年第6回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

### 日程第2 議事録署名委員の指名について

## 教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、大井委員、星山委員を指名いたします。よろしくお願いします。

### 日程第3 諸般の報告について

#### － 事務事業等の報告 －

## 教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

## 教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

令和7年第6回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状

況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

7月3日、仙台管内教育委員会教育長会議が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

7月4日、令和7年度第2回仙台地区教科用図書採択協議会が富谷市役所学校給食センターで開催され、教育長が出席しました。同協議会での結果を踏まえて、本日の定例会に議案を提出しております。

市内の小中学校では、7月22日から8月22日までの夏休みに入っております。

続いて生涯学習課関係です。

7月8日、令和7年度第1回社会教育委員会議を開催し、令和7年度社会教育事業、令和7年度協働教育事業、体育施設の移転に関する検討状況、多賀城市社会体育施設等及び多賀城市文化センター指定管理の更新について審議がされました。

7月10日、令和7年度第1回スポーツ推進審議会を開催し、令和7年度社会体育関係事業計画及び進捗状況、体育施設の移転に関する検討状況、多賀城市社会体育施設等の指定管理の更新について審議されました。

各施設の指定管理については、本日の定例会に議案を提出しております。

なお、記載はありませんが、体育施設の移転に関する検討状況については、本日の日程第5、その他でご説明する予定です。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから4ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

7月8日、令和7年度全国史跡整備市町村協議会第1回役員会が東京都で開催され、副市長及び文化財課長が出席しました。

7月15日、秋篠宮皇嗣妃殿下が御来県し、多賀城南門及び多賀城碑を御視察されました。

令和7年7月23日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

## **教育長**

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

## **日程第4 議 事**

### **報告第2号 周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡・法性院遺跡）の**

## 範囲変更（拡大）について

### 教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、報告第2号「周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡・法性院遺跡）の範囲変更（拡大）について」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします

### 文化財課長

それでは、5ページ、報告第2号「周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡・法性院遺跡）の範囲変更（拡大）について」説明させていただきます。

はじめに、訂正をお願いします。5ページの報告第2号の1行目、周知の埋蔵文化財構造地（御屋敷遺跡・法生院遺跡）となっています。この中の、「法性院」が「法生院」となっておりました。こちらの男性・女性、性別の性の誤りです。申し訳ありません、訂正させていただきます。

次の6ページをお開きください。

本件につきましては、1の概要にありますとおり、文化財保護法第95条に基づき、本市の「周知の埋蔵文化財包蔵地」として登録している御屋敷遺跡及び法性院遺跡の範囲の拡大を行うものでございます。

具体には、8ページの別紙1範囲拡大位置図に、塗りつぶしで示している仮箇所、図上方右側の法性院遺跡と、下方右端の御屋敷遺跡を、それぞれ発掘調査の範囲や周辺地区の状況等を勘案し、拡大するものです。

なお「周知の埋蔵文化財包蔵地」につきましては、文化財保護法第95条の規定で、市町村教育委員会が作成する遺跡地図および遺跡台帳において、その区域を明確に表示することとされており、範囲指定以降は、その区域内で土木工事等を実施する際には、埋蔵文化財の保護上、発掘調査の実施などの届け出や記録保存することなどが必要となってまいります。

それでは、両遺跡の範囲拡大について、ご説明申し上げます

9ページをご覧ください。

初めに、御屋敷遺跡ですが、この遺跡は東北学院大学工学部の西側に所在していた、中世の遺跡でございます。

学院大学跡地において大規模な開発計画が立ち上がっていることから、遺跡の存在も含め試掘調査を実施したところ、9ページの★印で記した部分から、古墳時代の土器や古代の遺構（掘立柱の建物や竪穴建物）・遺物（須恵器）が確認されま

した。

特に注目されるのが、対象地の中央部にテニスコートの記載がありますが、そのすぐ上の★印の箇所、円面硯と呼ばれる円形の須恵器製の硯が発見されました。

古代において、硯は役人や僧侶の必須道具の一つでありました。

多賀城廃寺跡とも近接した位置にあることから、廃寺との関連性も考えられる重要な遺物が発見されています。

10ページをご覧ください。

左端に従前（現在）の御屋敷遺跡の範囲を記載していますが、少し濃い部分の自衛隊高崎官舎を含め、遺構・濃い部分の開発事業用地（旧学院大の範囲）を新たに御屋敷遺跡として範囲を拡大するものです。

拡大する面積は、従前の 28,200 m<sup>2</sup>から、中央一丁目の東北学院大学工学部跡地 121,300 m<sup>2</sup>が増となり、変更後は 149,400 m<sup>2</sup>となるものでございます。

遺跡の時代につきましては、これまで中世のみと考えていたものが、今回の調査により古墳時代と古代であること、種別も、古代については、明確に集落であることが明らかとなりました。

11ページをご覧ください。

こちらは、法性院遺跡隣接地の発掘調査成果です。

宅地造成に伴い発掘調査を実施したところ、古代の竪穴建物跡や土坑と呼ばれる性格の不明な穴、土師器と呼ばれる素焼きの甕などを発見しました。

竪穴建物の中には、ロクロを据える穴が確認できるものや、出土した遺物の中に漆作業に用いる道具が確認されていることから、器をつくり、その器に漆を塗るといった、一連の工房が存在していた可能性も考えられます。

多賀城跡の周辺、特に東側の丘陵部には、鍛冶工房も確認されていることから、モノづくりを行う作業場所が点在していたと推測されます。

12ページをご覧ください。

中央に法性院遺跡の範囲を記載していますが、左側の従前の範囲、22,800 m<sup>2</sup>に、拡大する範囲、これは発掘調査を行った、濃く記している箇所に、表面観察で古代の土器が確認された公園部分を含めた約 5,300 m<sup>2</sup>を加え、変更後は 29,100 m<sup>2</sup>となるものでございます。

また、これまでは土器がひろえることから土器の散布地として登録されていましたが、今回の調査により、明確に集落、あるいは工房群であることが明らかとなりました。

なお、今回、2遺跡の範囲拡大により、市内の埋蔵文化財包蔵地全体の面積は、従前の約564万4千㎡から、約12万7千㎡増となり、約577万1千㎡となるものです。

13、14ページは文化財保護法の抜粋を掲載しております。

以上で説明を終了させていただきます。

## 教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。  
星山委員。

## 星山委員

御屋敷遺跡がある東北学院大学跡地で工事着工中かと思いますが、遺跡の調査等を行うと、工事の延長等が予想されますがいかがでしょうか。

## 文化財課長

当初、私どもは実は正直申し上げまして、学院大の跡地は、海軍工廠、学院大学造成の時にほぼ掘削されていたと見込みでございましたが、こうやって遺跡が運良く残っており、縦穴住居も50センチ程度残っているような状況でした。深さはそれくらいありますので、工事に対しては、なるべく遅れないような調整をしながら、広く保存を進めながら発掘調査を実施していきます。

全く何もないという状況ではありませんから、調査行為が発生するので、当然、計画はそれを踏まえての計画になっていくことになると思います。

## 星山委員

分かりました。学院大学跡地がどうなるのかという話が、周囲でも結構出ていました。それが例えば、住宅購入を検討している家族がいて、その跡地がどうなるのかと考えている方がいました。調査により工事が遅延した場合には、おそらくリリースすると思いますが、そのあたりをぜひよろしくお願いします。

## 教育長

ほかに、ございますか。大井委員。

## 大井委員

法性院遺跡は調査期間が今年の1月から3月末に行われ、これは宅地造成工事が遅れるのでしょうか。そういった場合、保証等が行われるのでしょうか。

## 文化財課長

具体的にその保証制度は、文化財保護法上ではありません。遺跡が発見される、いわゆる隣接地の場合は、工事を行う前に、公費を負担して試掘調査を行い、そこで遺跡が出れば、遺跡の調査を含めた計画を、その工期の中で組んでいきます。

## 大井委員

文化財保護法の抜粋にある「損失を受けた者に対する損失を補填する」というくだりにある損失にはならないということですね。

## 文化財課長

工事着手済で、工事中に遺跡が発見され、工事をストップした場合には、補填を行う制度があります。

今回は工事前の協議の段階で発見されていますので、保証の対象にはならないということです。

## 大井委員

宅地造成の場所で、今後家が建てる、建て替えるということも、おそらく文化財保護法に係る方法で、市への届出が必要になるのでしょうか。

## 文化財課長

遺跡の範囲であれば、何か工事をするたびに届け出が必要となります。

## 大井委員

分かりました。

## 教育長

ほかに、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、報告第2号について承認します。

## 議案第21号 指定管理者の候補者の選定方法について（社会体育施設等）

## 教育長

次に、議案第 2 1 号「指定管理者の候補者の選定方法について（社会体育施設等）」を議題といたします。内容につきましては生涯学習課長から説明します。

## 生涯学習課長

それでは、「議案第 2 1 号 指定管理者の候補者の選定方法について」を説明させていただきます。

本案は、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって、現在の多賀城市社会体育施設等の指定管理者の指定期間が満了することから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間の施設の管理運営を委ねる指定管理者の候補者を非公募（公募しない）で選定するという事をお諮りするものです。

はじめに、多賀城市社会体育施設等の指定管理の状況について説明させていただきます。2 0 ページをお願いします。

4 の「現在の指定管理の概要」です。(1) に記載の 7 つの施設を対象に、(2) の指定管理者が行う業務の内容ですが、要約いたしますと、社会体育事業の実施、施設の貸出し及び施設の維持管理運営に関する業務を行っていただいております。

指定管理期間及び指定管理者は、(3) 及び(4)に記載のとおりです。

2 1 ページをお願いします。続いて、5 の多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要について、ご説明します。この指定管理者制度とは、民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねるものです。

その意図は、民間事業者のノウハウを活用することで、公の施設の管理の効率化、住民サービスの質の向上、地域の活性化などを図ることにあります。

従いまして、民間事業者に管理運営を委ねた結果、その効果がどの程度のものであるかを、指定期間を通して評価する必要があります。そこで、「多賀城市指定管理者運用方針」に基づき、多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会を設置し、現在の指定管理者による事業の効果を評価しました。

評価委員会は、(1)に記載のとおり、5 月 3 0 日に開催し、各評価委員には、(4)に記載のように、事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付させていただき、会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、評価いただきました。

評価委員は、(2)に記載の 7 名で、「多賀城市指定管理者評価委員会設置要綱」に基づき、選任しております。(3)の評価対象は令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間です。

次に 2 2 ページ(5)の評価基準ですが、審査項目は 1 4 項目とし、審査項目ごとに 5 点満点の 6 段階で採点することとしました。評価委員 1 人当たり 7 0 点、全体

で490点が満点となります。

そして、合計点の6割、294点以上を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

審査の結果は(7)に記載のとおり、346点で、合格の(良)の評価となりました。

26ページをお願いします。

こちらは、実際の評価に当たって使用した「評価基準及び採点表」です。

審査項目は、表の左側にありますとおり、社会体育施設等の「方針・理念」から、「収支等」、「運営体制」、「維持管理」、「事業運営」、「地域連携」など、指定管理者による社会体育施設等の運営について、多角的に考察できるよう設定させていただきました

評価視点及び評価点数につきましては、表の左下のとおりです。

その上で、各評価委員には、それぞれの審査項目について、指定管理者提出の実績報告書などを基に評価していただきました。

表の上段右側のAからGまでのアルファベットは各評価委員を表しており、記載の数値は、各評価委員の採点内容となります。

結果としましては、合計点が表の右下、総合得点の欄にありますとおり、346点で、合格の(良)という評価をいただきました。

次に、22ページから24ページをご覧ください。こちらは、評価委員の意見一覧です。

採点に併せて、評価できる点と今後の課題について、自由記述により意見を提出していただいたものです。

以上、現在の指定管理の状況と評価結果についてご説明いたしましたが、本案は、冒頭にも申し上げましたとおり、次期指定管理候補者の選定方法を決定するものです。そして、その選定方法は非公募、つまり公募によらないで選定するということを決定するものです。

16ページをご覧ください。

ここでは、指定管理者を非公募により選定する理由等について整理しております。

まず、(1)の法的根拠及び条件でございますが、枠で囲んだ参考と書かれた上の表を御覧願います。

「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則、公募するものとあります。ただ、同条ただし書の規定により合理的な理由がある場合は、

公募によらないことができる。つまり、非公募で選定することも可能となっております。

では、非公募により選定する場合の合理的理由とはなにかということでございますが、枠で囲んだ下の表を御覧願います。

「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」でございます。こちらの規則第2条に具体的な合理的な理由を規定しております。まして、本案は、第2条第1号から第3号に適合することをもって、非公募の根拠とするものであります。

17ページをお願いします。

(2)の本件事例に係る具体的判断根拠ですが、これは、手続規則第2条第1号から第3号に適合すると判断する具体的根拠を整理したものです。

一つ目は、20年間社会体育施設等を適切に管理している実績から、専門的かつ高度な知識を有していると判断できること。

二つ目は、地元の人材雇用や地域との連携が図られていること。

三点目は、現指定管理者が引き続き施設の管理を行うことで、安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できること。

つきましては、手続条例第2条ただし書及び手続規則第2条第1号から第3号の規定により、非公募により次期指定管理者の候補者を選定することが適当と判断するものであります。

17ページの中段をお願いします。ここは、審議事項ではありませんが、次期指定管理期間につきましては、本年5月に改訂された「指定管理者制度運用方針」により、指定管理期間は、原則として5年から10年までを標準期間としております。その中で次期指定管理期間を設定するにあつては、新たな社会体育施設の建設に係るスケジュールを勘案して5年としております。

次に、今後の予定についてご説明させていただきます。19ページをご覧ください。

本日、本案のとおり決定をいただきましたら、市民スポーツクラブに対して、次期指定管理に関する業務仕様書などを提示し、提案書をはじめとした申請書類の提出を求めることとします。

提案書などの内容については、9月上旬の選定委員会において審議を行い、これが合格となれば、次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととします。

その後、改めて教育委員会定例会等でご審議いただき、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## **教育長**

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。  
星山委員。

## **星山委員**

今回、指定管理対象の施設の中に総合体育館、プールとテニスコート等がありますが、今後体育館とプールが移転となる予定かと思います。次の指定管理期間の5年間で体育館は完成する予定でしょうか。

## **生涯学習課長**

この後、議題の後に日程の5その他で、企画課スポーツウェルネスデザイン室長から、新たな施設の進捗状況をお話しする予定です。

そのスケジュールの中では、5年かけて新施設ができていくというスケジュールを目指して進んでいます。指定管理してもらう建物が、5年後には新しい建物が完成すると見込んで、ちょうど指定管理の更新の切り替えのタイミングであろうということから、5年間で妥当ではないかと判断しているところです。

## **星山委員**

報告第2号の発掘調査関係で、万が一工事が遅延した場合、例えば1年遅れる場合には、指定期間を1年間だけで再公募するのか、もしくはまた5年間で公募して、施設が新しくなった場合には、またそのような再公募のような形になるのでしょうか。

## **生涯学習課長**

非公募で5年間と決めさせていただき進めていきますが、この先何かの事情で5年間管理運営ができなかった場合、もしくは同じ施設をその後も1年2年と使用しなければならなくなった場合は、ゼロからのスタートで、公募もしくは非公募、同じ手順を経て進めていくことになります。

## **星山委員**

わかりました。ありがとうございます。

## **教育長**

ほかにございますか。高田委員。

## 高田委員

同じ質問になってしまいますが、スポーツウェルネス施設に関しては、準備ができたときには、改めて公募又は非公募で管理運営を選定していくということでしょうか。

## 生涯学習課長

新しく建築する施設を、どういった形にしていくかになります。まだ決定していませんが、設計から建築、オペレートまで、管理運営を一括して発注するスタイルもあります。公共事業はこれまで設計は設計で発注し、出来上がったものを基に建築を建設業者に発注、管理運営は指定管理業者に、分かれていました。施設を設計、建設及び運営をどのようにするかで、選定方法は変わってくると捉えています。

管理運営をどのようにゆだねるのかまだ決まっていないので、公募、非公募の判断をして進めていくと思います。

## 教育長

ほかにございますか。大井委員。

## 大井委員

23ページの評価委員による今後の課題になると思われる点で、評価を受けた際の関心やコメントがいくつかありますが、これに対する対応がなされたのかを確認します。例えばこの点を改善した、こういう大会を開いたとか解決したなどの確認はされていますか。例えば、指定管理業者に対して年に1回程度の評価委員というものがありますか。

## 生涯学習課長

この評価できる点、あるいは今後課題となると思われる点は、スポーツクラブがプレゼンをした際に採点と一緒に評価委員からいただいた意見となりまして、今年度もスポーツクラブには指定管理をお願いしているので、当然こういったところも意識して業務に当たってほしいという思いがあります。

資料には一部要約した部分もありますが、課題になると委員の方が思われたこと、これはフィードバックして、スポーツクラブの方に改善できるところがないかということで、課題点を渡しています。このような改善をしましたというのは、こ

れからになるかと思います。

## **大井委員**

少し違うのですが、多賀城市地域包括支援センターは、多賀城市から2～3年間の業務委託を受けて運営しています。内容について、1年間でどのくらいの成果や改善点等ができたかということを毎年チェックしています。

それができていないとか、人手が足りていないから足りないとか、指摘をしたり、了承したりするので、一業者ですから、チェック体制がないとなかなか改善が進まないのではないかと感じました。今後の課題などと言われたことについて、どのような対応をしたかを1年に1回程度は確認する必要があると思います。

## **生涯学習課長**

ちょっと補足いたします。我々生涯学習課と市民スポーツクラブの間では、毎年、モニタリング調査を実施しています。必ず、現在どのような状況にあるかを点数化しています。それに合わせて、今後課題となると思われる点を、どのように改善していったかについては、突き詰めていきたいと考えています。

## **教育長**

ほかにございますか。高田委員。

## **高田委員**

今のお話から、年間を通して日常的なモニタリングチェックをされていて、市の評価のようなものは反映されているという理解でよろしいですか。年2回のモニタリングチェックなどの市による評価は、委員に共有されていますか。

## **生涯学習課長**

この評価委員会委員の皆様に事前に配布させていただいた資料、今日の資料にはないのですが、過去4年間のモニタリングの結果もお示しして、それも併せて評価していただいているという形です。

## **高田委員**

わかりました。

## **教育長**

ほかにございますか。小野委員。

### **小野委員**

21ページの評価委員会委員には施設利用者代表2名がいらっしゃいますが、この方々はどのように選ばれたのでしょうか。委員の選出基準等があれば、教えてください。

### **生涯学習課長**

体育施設やプール施設の利用者について、我々は把握しておりませんので、施設を多く利用している方の情報を指定管理者から提示してもらい、その中から我々が抽出し、選出しました。

### **小野委員**

わかりました。施設を多く利用している人だといいなと思いました。ありがとうございます。

### **教育長**

それでは、その他はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第21号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

### **教育長**

異議がないものと認め、議案第21号について原案のとおり決定します。

## **議案第22号 指定管理者の候補者の選定方法について(文化センター)**

### **教育長**

次に、議案第22号「指定管理者の候補者の選定方法について(文化センター)」を議題といたします。内容につきましては生涯学習課長から説明します。

### **生涯学習課長**

それでは、「議案第22号指定管理者の候補者の選定方法について」を説明させ

ていただきます。

本案は、令和8年3月31日をもって、現在の多賀城市文化センターの指定管理者の指定期間が満了することから、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間の施設の管理運営を委ねる指定管理者の候補者を公募で選定することをお諮りするものです。

はじめに、多賀城市文化センターの指定管理の状況について説明させていただきます。32ページをご覧ください。

4の「現在の指定管理の概要」です。(1)に記載の施設を対象に、(2)の指定管理者が行う業務の範囲ですが、包括的に申し上げますと、芸術文化事業の実施、施設設備の貸出し及び施設の維持管理運営に関する業務を行っていただいております。

指定管理期間は、(3)に記載のとおりで、指定管理者は、(4)に記載のとおり、2社による共同事業体、JM共同事業体に管理を行っていただいております。次のページをお願いします。

5の多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要について、ご説明します。

評価委員会は、(1)に記載のとおり、6月3日に開催し、先の社会体育施設等の次期指定管理者の候補者の選定方法についての議案でご説明した内容と同様に、各評価委員には、事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付させていただき、会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、評価いただきました。

評価委員は、(2)に記載の7名で、「多賀城市指定管理者評価委員会設置要綱」に基づき、選任しております。

(3)の評価対象は令和3年度から令和6年度までの4年間です。

(4)下段の評価基準ですが、審査項目は14項目とし、審査項目ごとに5点満点の6段階で採点することとしました。34ページをお願いします。

評価委員1人当たり70点、全体で490点が満点となります。

そして、合計点の6割、294点以上を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

審査の結果は(5)に記載のとおり、327点で、合格の(可)の評価となりました。

37ページをご覧ください。

こちらは、実際の評価に当たって使用した「評価基準及び採点表」です。

評価項目は、表の一番左側にありますとおり、施設運営の「方針・理念」から、「地域連携、地域貢献等」など、先の議案でご説明したものと同様の評価項目で、

指定管理者による施設運営について、多角的に考察できるよう設定させていただきました。

その上で、各評価委員には、それぞれの審査項目について、指定管理者提出の実績報告書などを基に評価していただきました。

表の上段右側のAからGまでのアルファベットは各評価委員を表しており、記載の数値は、各評価委員の採点内容となります。

結果としましては、合計点が表の右下、総合得点の欄にありますとおり、327点で、合格の(可)という評価をいただきました。

次に、34ページから35ページをご覧ください。こちらは、評価委員の意見一覧です。

採点に併せて、評価できる点と今後の課題について、自由記述により意見を提出していただいたものです。

以上、現在の指定管理の状況と評価結果についてご説明いたしましたが、本案は、冒頭にも申し上げましたとおり、次期指定管理候補者の選定方法を決定するものです。

28ページをご覧ください。

(1)の法的根拠につきましては、先ほどの議案でご説明いたしましたとおり、指定管理者の候補者の選定方法につきましては、原則、公募となっております、この原則に基づき、選定する理由につきましては、29ページを御覧願います。

一つ目は、条例第2条により、選定方法は原則「公募」であること。

二つ目は、指定管理者評価委員会において評価を行ったところ、大規模改修工事やコロナ禍など、企画提案当時には想定していなかった苦しい状況の中でも工夫をして事業運営をしたことについては評価できるものの、評価結果は「合格(可)」であったこと。

三つ目として、優れた事業を行う他の事業者と比較競争させることで新たな期待が持てるとの意見が示されていること。

ついでには、指定管理者制度を導入する意図が、民間事業者のノウハウを活用することで、公の施設の管理の効率化、住民サービスの質の向上、行政コストの削減、地域の活性化などを図ることにあることから、公募による競争原理により、より質の高い施設の維持管理運営が相当程度期待できるのではないかと判断し、公募による選定とするものであります。

30ページをお願いします。こちらは、審議事項ではありませんが、先ほどの議案でも、説明いたしましたとおり、指定管理期間は、原則として5年から10年までを標準期間としておりますので、指定管理期間を10年とする理由について、説

明申し上げます。

一つ目が、指定管理期間が長いほど、安定した人材確保が期待できること。

二つ目が、今後１０年以内に大規模改修工事实施を想定した場合、自主事業の計画を長期的に立案することができ、安定した運営につながる利点があること。

三つ目として、指定管理期間を１０年とすることで、中長期的展望に立脚し、民間企業が有するスキルとノウハウを最大限に発揮することができ、文化センターならではの特徴を出し、多賀城の魅力を市民はもとより、様々な方々に還元できることが期待できるため。

これらの理由から、次期指定管理期間を１０年とするものです。

次に、今後の予定についてご説明させていただきます。３１ページ下段から３２ページをご覧ください。

本日、本案のとおり決定をいただきましたら、次期指定管理者候補者の募集を実施します。その後、選定委員会を開催し、ここで最も評価の高かった応募者を、次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととします。

つきましては、改めて教育委員会定例会でご審議いただき、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## **教育長**

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。  
高田委員。

## **高田委員**

指定管理の候補についての情報発信は、ホームページ及び広報紙等以外に、管理団体、そういうことを手掛けている専門組織に情報が行き届くように発信されていますか。

## **生涯学習課長**

ホームページでの公開を予定しております。これまでもホームページで公開しておりましたので、今回も同様に対応いたします。

## **教育部長**

これは、多賀城市文化センターが公文協（公益社団法人全国公立文化施設協会）に加入していることから、そちらのホームページでも公開することも必要だと考え

ておりました。

#### **高田委員**

ありがとうございます。29ページの部分で、より優れた事業者さんが参入することで、また展開が変わっていくこともあるかと思いますので、情報の発信もよろしくをお願いします。

#### **教育長**

ほかにございますか。大井委員。

#### **大井委員**

差し支えなければ、31ページの指定管理に関する取組経過で、第1期、第2期の指定管理者がともにJ M共同事業体でした。どちらも公募とありますが、いくつかの企業から申請があったのでしょうか。

第3期が2団体の申請とあって、ここから現在のJ M共同事業体を選定したのだと思います。

#### **生涯学習課長**

資料を持参していないため数字までは把握していないのですが、当時第1期、第2期ともに複数の企業から申請がなされました。

#### **大井委員**

32ページの現在の指定管理の概要について、J M共同事業体の三菱電機がたぶん施設の維持管理をしていると思うのですが、文化センター建設当時も関わっていたのでしょうか。

#### **生涯学習課長**

文化センターを建設時、電気設備については、現在で言うユアテックさんが鈴電さんとJ V（共同企業体）を組んで電気設備工事を行っていきまして、エレベーターは確かに、三菱製のエレベーターが入っておりました。そのため、三菱さんがエレベーターを入れたのは間違いなのですが、工事全般という意味では、電気設備に関しては、別の業者さんが担当しているということになります。

#### **大井委員**

芸術文化事業の実施については、ほぼJ T Bコミュニケーションが担当している

ということですか。

### **生涯学習課長**

そうですね。ソフト面とハード面で分担しているという感じです。

### **大井委員**

指定管理を担う業者が急に変わっても、あまり困ることはないでしょうか。

### **生涯学習課長**

やはり最初は苦勞するのだろうという想像ですが、やはり、何社かに競合してもらって、一番この方に実施していただきたいという事業者であれば、可能ではないかと思っています。

### **教育部長**

公文協、公益社団法人全国公立文化施設協会に加入している施設で、そこの指定管理や委託業務など、そういった実績を有していることとすることを条件として募集をかける予定ですので、多賀城市での実績はなくても、全国各地で実績を有する方を募集すると考えています。

### **大井委員**

はい、わかりました。

### **教育長**

ほかにございますか。大井委員。

### **大井委員**

37ページの評価基準及び採点表ですが、2番目の収支等について、合計点数が22点というのは、おそらく先ほどの体育施設のスポーツクラブの方も、大体このような点数だったので、ただ、あちらは、いわゆる市の公益事業的なところが大きいので、あまり収支で黒字を得るようなことはないのかもしれませんが、こちらはもう少しで黒字になるのでしょうか。コロナ禍だった時期もあったことですが。

### **生涯学習課長**

コロナというお話ですが、おっしゃるとおりで、過去評価していただいたのは5年間のうち、昨年度までの4年間ですが、ちょうどコロナ禍で事業展開ができない

時期があったということです。あとは、令和４年度に大ホールをメインとした大規模改修を実施していますので、こちらもホールを使った事業展開ができなかったということになります。

さらに申し上げますと、小ホールや公民館は、まだ大規模改修していないので、建物全体としてみれば、大規模改修は半分しか完了していないということです。今後５年後ぐらいには残り半分も実施したいと、そのようなことも併せて計画していただければ、指定管理期間１０年間という今回の中で、様々な提案が受けられるのではないかと考えています。

## **大井委員**

ありがとうございます。

## **教育長**

ほかにございますか。小野委員。

## **小野委員**

私も公募がよいと思います。３５ページの今後の課題になると思われる点の中で、使用料が高いことで利用者から選ばれにくい状況や、部屋の使い方など、これは指定管理する方の裁量である程度改善できるところなのかをお聞きしたかったです。

## **生涯学習課長**

施設の料金体系については、市の条例で定めていますので、行政側の課題だと思っています。

あとは、ハード面の方も、大規模改修工事は私たちが担当しますので、ここで評価委員はこのような意見を書いていただきましたが、指定管理者がこれを解決するために何か努力ができるかという点、そうではありません。

## **小野委員**

ありがとうございます。

## **教育長**

それでは、その他はありますか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第２２号について、御異議あり

ませんか。

（「ありません」の声あり）

## 教育長

異議がないものと認め、議案第22号について原案のとおり決定します。

### 議案第23号 令和8年度使用教科用図書の採択について

## 教育長

次に、議案第23号ですが、文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」により、教科書採択に係る審議教育委員会の会議について、次のように通知されていますので、朗読します。

「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」とされております。

よって、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

＜生涯学習課長、文化財課長 退室＞

【秘密会の会議録については、別途作成】

## 教育長

それでは、関係課長等に入室願います。

＜生涯学習課長、文化財課長及び企画課スポーツ・ウェルネスデザイン室長 入室＞

## 日程第5 その他

### 教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

事務局からありますか。企画課スポーツウェルネスデザイン室水越室長。

### スポーツウェルネスデザイン室長

企画経営部企画課スポーツウェルネスデザイン室の水越です。2年前までは生涯学習課におりましたので、お久しぶりの方もいらっしゃると思いますがよろしくお願いします。

お配りしました資料は、「体育施設の移転に関する検討状況について」というもので、こちらに基づき説明いたします。

資料1ページの下段に記載しておりますが、説明項目として1で事業全体についてご説明し、その後2、3でアンケート等意見集約や先進地視察の結果について共有させていただき、最後に施設整備のコンセプトについて説明いたします。

次のページをお願いします。

私たちが取り組んでいる新しい体育施設の事業全体についてご説明します。

この内容は、令和7年第2回定例会で、生涯学習課長から説明している部分と、重複している部分もあるかと思いますが改めてご説明します。

まず、スポーツウェルネス施設整備事業ということで、老朽化した総合体育館、市民プール、また小中学校プールの一部を集約した施設として検討しております。

スポーツウェルネスという言葉は、注意書き1にありますとおり、スポーツ：運動と、ウェルネス：輝くように生き生きとしている状態を掛け合わせた造語で、一般的な「体育館」という単語から連想される範囲を超える、新しい施設にしたいという思いで、私たちはスポーツウェルネス施設と呼んでいます。

(2)には、現在の総合体育館と市民プールの概要を載せております。いずれも開館は昭和50年代になっており、築40年以上たつ施設であるということは、皆さまもご認識かと思えます。

続いて次のページの上段、小中学校プールの現況を載せております。全てのプールが築30年以上経っていることが分かります。

表の下には学校プールを取り巻く全国的な課題として３点書いておりますが、多くのプールが老朽化しているということ、また、２点目として近年の温暖化による熱中症リスクの増加、３点目として指導する教員の負担などの課題がございます。

続いて、（３）の建設候補地ですが、これは、現在ミサワホーム株式会社により開発されている東北学院大学跡地の一部、野球場だった部分を想定しております。表の中には、現総合体育館とプールの敷地面積を掲載しておりますが、そこから比較すると、少しコンパクトになる想定です。

では、学院大学跡地を建設候補地とした理由についてですが、次のページ、（４）に検討の視点を載せております。

一つが ①政策上の視点として、だれもがいつでも気軽に訪れることのできる拠点としたいと思っておりますので、交通アクセス性の向上が必要でした。また、図書館・文化センターなどの既存施設との相乗効果も狙いたいと考えております。

二つ目として、②防災の視点です。現総合体育館は指定避難所として位置付けておりますが、宮城県が公表した津波浸水想定の結果、大規模災害が起きた際に浸水してしまうことになったことから、浸水区域外に移転することを選択したものです。

三つ目として、これは視点①とも重複しますが、学院跡地であれば多賀城駅からも徒歩圏内となり、交通アクセス性が向上する点、また、学校プール機能の集約も検討しておりますので、どの学校からも１０分以内でのアクセス可能になる市内中心部への建設が妥当であると判断しました。

以上３点から、学院大学跡地への集約移転としております。

続いて、下段が事業全体のスケジュールです。

こちらは、注意書きにもありますとおり、令和７年１月時点のスケジュールです。現在、より有利な財源を探しており、こういった手法で建築していくのか検討して、スケジュールを組み直ししている段階です。こちらに書いてあるものより１～２年ほど後ろ倒しの想定です。基本構想・計画を策定して基本設計・実施設計をしながら、用地取得を進めて、建築工事に２年近く要する想定です。

現在、項番２の基本構想を策定している段階になります。

次のページの（６）で、基本構想の概要について載せております。

策定期間は今年の１１月から１２月を予定しております。目的としては記載のとおり、上位関連計画や本市の課題、市民や関係団体等のニーズを踏まえ、新施設の整備に関する基本理念・基本方針を定めるとともに、その方針に基づいて施設

の規模や機能について、基本的な考え方を取りまとめることを目的として策定します。

策定にあたっては、左側の（１）～（３）まで書いてあるような方法で意見や情報をあつめ、構想に活かします。

まず、（１）の市民・関係団体等意見集約として、①現利用者・関係者のへのヒアリングなどで、ご意見を把握します。それと同時に、既存アンケート等の分析も行います。

②として、現利用者以外も含めた意見集約としています。今回検討している施設が、多くの方にご利用いただく施設になるために、総合体育館を使用していない人たち、あるいは、運動していない人たちが、どういう施設だったら訪れたくなるか、運動したくなるかを把握するために、WEBアンケートやイベントでのヒアリングを実施しております。この内容については後程ご説明します。

続いて、（２）市役所内における意見集約として、様々な可能性を多角的に検証しております。

続いて、（３）その他の情報収集として、先進事例の視察ヒアリングということで、全国様々な体育施設について、その事業手法も含めた調査をしております。ここについても後程ご紹介いたします。

これら（１）～（３）の情報を踏まえまして、右側のように基本構想を策定することを想定しております。

基本構想の目的は、現況・課題の整理をするとともに、様々な視点での意見を取りまとめたうえで、今後、基本計画・設計、あるいは施設運営までに通じる基本理念、コンセプトを決定するものなので、この段階で例えばコート面積とか、そういったものが具体的に決まるものではありませんが、今後検討する上で核になる重要な役割を担うことになります。

したがって、この後ご説明する意見集約や先進地視察などの情報を活かしながら、丁寧に構想を策定していきたいと考えております。

ここまでの、体育施設の移転に関する事業全体の状況の説明でございました。続きまして、６ページをお願いします。現在行っている意見集約の速報値についてご紹介します。

ご存じの委員もいらっしゃると思いますが、６月１３日から、市の公式LINEにて簡単なWEBアンケートを告知して実施していました。

７月２０日までを期日としておりましたが、１，４７５件もの回答が集まりまして、関心の高さがうかがえます。

６ページ下段に単純集計を載せておりますが、左側、日常生活での運動頻度は良

く運動している人が38%、ほとんど／全く運動していないが、運動への意欲がある人が37%となっています。

右側、どのような機能があれば訪れたい施設になるかというのが、メインの質問になりますが、こちらは充実した運動施設が834件で最も高く、次いでカフェなどの飲食エリアが816件となっています。

続いて、7ページ上段にはクロス集計も載せております。

運動頻度と求める機能をクロスした結果、これは当然の結果とも言えますが、運動頻度が高い人は運動設備を重視する。運動頻度が低く、その意欲もない人はカフェを希望しているという結果になりました。

また、アンケートには自由記述も設けており、こちらも587件と多く集まっています。頻出するワードを見ると、子どもが多く、次いで駐車場に関するご意見や、料金についてのご意見がありました。

なお、これらアンケートは、速報値としてご報告いたしましたが、これから分析を進めまして、基本構想に活かしていきたいと考えております。

続いて、7ページ下段のあやめまつりにおけるパネルアンケートですが、こちらは6月に開催された多賀城跡あやめまつりの会場にて、事業の機運醸成も兼ねて実施したものです。

視覚的、直感的に回答していただくため、A Iに施設の雰囲気画像を画像化してもらい、それに投票していただく形をとりました。

結果は、木のぬくもりを感じる落ち着いた雰囲気が81票と多い結果となりましたが、ハートや星マークのシールが小学生以下の子どもなのですが、木のぬくもりに大人だけでなく子どもも多く投票していたのが印象的でした。

続いて、8ページから先進地視察の結果を共有いたします。

スポーツウェルネス施設を多角的に検討するにあたり、ここに記載の計5施設視察しました。

それぞれの施設の視察内容は、割愛させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

14ページをお願いします。

5施設の視察を通して所感ですが、

①これは当然ですが、同じ体育施設でありながら、人口規模や位置づけによって狙いが異なっていて、それが建物の設計にも現れていました。例えば、吉野ヶ里町や上毛町、神栖市の体育施設は、運動目的以外の人も利用することを想定していたのに対し、千葉市や堺市の体育館は、人口規模が大きく、公共施設も豊富にあつて、施設の役割が明確なため、運動する人に最適化された施設になっていました。

②として、それぞれの目的に従った効率的な配置やアイデアが随所にみられ、今後の参考になると感じました。

そして、③が特に感じたところですが、管理運営面や利用者ニーズを適切に捉えるために、何らかの方法で運営面の意見を聞いて、設計に反映することが特に重要であると感じました。

15 ページです。

これは、これから整備する施設のコンセプト案となります。

恐れ入ります。資料の5 ページに一度お戻りいただきまして、上段右側をご覧ください。基本構想の項目になりますが、第3章 基本理念・基本方針に反映することとしているものでございます。

市役所内の若手から中堅の職員12名が集まり、多賀城のどんな未来を思い描くか、その未来の実現に向けて、新しい施設がどんな施設であると良いかということを議論して、できたものでございます。

資料15 ページにお戻りください。

メインコンセプトは、「運動する日も、しない日も」SWing! Tagajo となりました。

Sports and Wellness が常に実践されている(being)場、そして、Well-being な暮らしが実現する場をとって頭文字を取って「SWing」となりました。

また、Swing の単語がスポーツを連想させることと、自然に揺れ動く＝カラダを動かしたくなる場にしたいという思いを込め、さらに感嘆符「!」をつけることで躍動感、爽やかなイメージを加えました。

これらの理由・イメージが、単語からも容易に伝わり、多くのひとに共感を得られるものであると感じたことから、「SWing」をとったものです。

そして、コンセプトに紐づくメインシナリオとして、目指す姿を描いています。読み上げます。

そこは、何気ない日々の暮らしの中で、常に Sports and Wellness が実践されている (being)場所です。

日常的に運動をする人も、そうでない人も、たくさんの人たちの、絶え間ない交流によって爽やかな風がそよぎ、自然に体が揺れ動く (swing) 場所です。

風に揺れる草木(そうもく)たちのように。世代も性別も目的も、多様な人々によって館内に響く足音が、躍動的で心地よいリズムを奏で、そこで育まれる健やかなエネルギーによって、カラダによるこびが、マチに笑顔がふくらんでいきます。スポーツウェルネス施設で目指す、爽やかな明るい未来のイメージが表現されています。

次のページをお願いします。

続きまして、サブコンセプトです。メインコンセプトを達成するための施設整備の方針を、大きく3つ設定しております。

一つ目がサブコンセプトA、体育施設でありながら、その枠に留まらない新しい「スポーツウェルネス施設」として、この施設で成したい一番コアな部分を記載しています。

二つ目のサブコンセプトB、いつでも、どんな人も優しく迎え入れる場所、もしもの時にも頼れる「安心の場」として、施設そのものとしての在り方を述べています。防災の視点もここで触れております。

三つ目のサブコンセプトC、多賀城ならではの魅力を創出し、世代を超えて未来に紡がれる「まちのシンボル」として、広域的な位置づけや、未来に向けての姿を描いています。

これを、今後、スポーツウェルネスデザイン室で吟味させていただき、この施設を利用した市民が身体的・精神的・社会的に良好な状態「Well-being」となるようビジョンを見据え、基本構想に反映してまいります。

今回、スポーツウェルネスデザイン室が出来てから初めてこのような形でご説明をいたしました。今回を含め、これからも適切なタイミングでご説明の場、ご意見をいただく場を設けたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## 教育長

ご質問がありましたら、お願いします。大井委員。

## 大井委員

このスポーツウェルネス施設という名称は仮称でしょうか。

## スポーツウェルネスデザイン室長

はい、仮称です。

## 大井委員

日本ウェルネス高等学校という高校がありますね。はい、それと重複してしまのかなと思いました。

## **スポーツウェルネスデザイン室長**

施設名称ではなく、現時点で名称は決まっておりません

## **大井委員**

仙台市宮城野区の小鶴新田駅近くの元気フィールド仙台（仙台市新田東総合運動場）と比較して、規模はどのようなものなのでしょうか。

## **スポーツウェルネスデザイン室長**

あちらの方が規模は大きいですね。体育館とプール、そしてボルダリング施設と野球場があります。同じ敷地内に体育館とプールが設置されているので、参考にさせていただきます。

## **大井委員**

わかりました。ありがとうございます。

## **教育長**

ほかにございますか。小野委員。

## **小野委員**

お聞きしたいのは、規模を縮小しつつも機能充実を図るという「縮充」の考え方についてです。例えば、総合体育館や市民プールで行っている種目及び事業等は、スポーツウェルネス施設の中で実施できるようにする方向でしょうか。

## **スポーツウェルネスデザイン室長**

そのようにしたいと考えておりました。ただ、先ほど申し上げましたが、構想段階では、正直、こういうことをしたいという思いを大きく記載させていただいて、今年度の後半から構想を基に基本計画を作成することになりますので、その中でどのようなものを体育施設として入れているかを整理していく形になりますので、基本的には今あるものは残したいと考えていますが、その基本計画の中で整理していくことになります。

## **小野委員**

わかりました。ありがとうございます。

## 教育長

その他、ございますか。教育部長。

## 教育部長

お手元の方に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という資料をお配りいたしました。委員の皆様と情報の共有を図りたいと思っています。

この法律の中身というよりも今現在、多賀城市では来年の4月1日施行で組織の見直しを考えています。現在の組織は令和4年4月に改正したのですが、そこから4年を経てのタイミングになるということになります。ご承知のとおり、多賀城市は10年間の刻みで総合計画を立てています。それで、ちょうどその本年度が前期5年目ということで、来年から後期の5年がスタートするというタイミングになります。

5年刻みは、10年で計画を作成するものの、やはり時代、その都度状況が変化していくものですから、前期5年、後期5年のタイミングの中で振り返りをしつつ、時代のニーズに合った取り組みをしようということで、計画その後の見直しをかけています。そういったタイミングの中において、現在、多賀城市では、先ほど文化財の話もありましたとおり、学院大学跡地の用途変更、そして今、ウェルネス施設があったとおり、複合施設を建設するというような内容があったり、それから南門が復元し、ガイダンス施設ができ、また今度の宮城県の方では、政庁の復元などの計画を考えている状況があります。

また、その南門の南側には、いわゆるパーク PFI の手法を活用したスケートボードのパークも建設するという事なので、いろいろな動きが出ている状況があると、当然、一般的な経常事務を振り返りますと、当初5年前に見込んだ行政事情よりも、様々な場面で相当のニーズの変化も出てきてきていることもあるので、やはり一度立ち止まって見直しする必要があるだろうというお話です。

その中で、市全体を見ますと、いくつかの部門の方で組織の見直しを検討しているところですが、本日は教育委員会の定例会がありますので、教育委員会の組織改善の考え方といいますか、このような方向で現在動いているということについて、今日お話をさせていただきたいと思います。

結論的なことを言いますと、文化財課、それから埋蔵文化財調整センター、その中には史遊館という施設もありますが、それらの施設及びそこで展開している事

業を市長部局の方に移管しようというものです。

これはご承知の通り、多賀城碑が国宝に指定されたことで、南門もできた、ガイダンス施設もできたということで、文化財はそもそも保存から活用と言われて久しい中で、その活用という部分を観光施策と一体化することで、より協力的に推進していこうと。観光部門は市町部局の方になっているのですから、そちらで組織を一元化することで、強力的に進めていこうということが狙いということになっています。

そういった中で、何がこの法律と絡むのかということですが、実は地方教育行政の組織及び運営に関する法律という中では、第21条で上げておりますけれども、教育委員会の職務は何なのかということをそれぞれ上げています。その中で、14号には、文化財の保護に関することがあります。

文化財の保護に関することについては、これは教育委員会の職務権限ですということを法律で謳っているということです。

では、これを市長部局の方に持っていくということとはどのようなことなのかというと、裏側をご覧くださいますと、職務権限の特例というのが法律の第23条に謳われています。前2条、先ほど申し上げた職務権限の中で、文化財の保護に関することは教育委員会の職務であると謳っていますが、条例の定めるところにより、それぞれ地方自治体の長が次に掲げる教育に関する事務のうち、いずれかまたは全てを管理・執行することができるという規定があります。この規定を受けて、文化財の保護に関することを市長部局の方に移管したいという方法で現在、考えています。

移管するにあたっては条例を上程することになります。条例で議会の議決を得るにあたっては、教育委員会の教育委員の皆様からのご意見をいただく場面が必要だと考えています。本日は、実際にどのような条例で整理するのもまだお示しできてませんので、ここで決をいただくということではありませんので、情報を共有させていただく形にとどまりますが、委員の皆様から、ご意見などをいただければと思います。説明は以上となります。

## 教育長

ご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。小野委員。

## 小野委員

私は、いま伺った内容の組織に改変をした方が、文化財がより活用されるのではないかと考えました。

正直言って、文化財は事業も予算も規模が大きいですね。市長部局に入って、いろいろなところとネットワークのようなものを作りながら進めていくのがよいのかもしれませんが。そちらに行けと言うものではありません。その方がよいのではないかという思いがとてもありました。だからといって学校で活用できないわけではありませんし、それは変わらないと思います。

## 教育長

はい。そのとおりです。今そのような形での話になっているという部分ですので、また改めて議題にあることがあるかと思いますが、よろしくお願いします。

ほかに、ございますか。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和7年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後7時10分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和7年8月28日

多賀城市教育委員会

教育長

委 員

委 員